

共通理念 環境をまもる心をはぐくむ

持続可能な社会を目指すために、地球温暖化の進行抑止や限りあるエネルギー資源の効率的な利用、豊かな自然の継承等は、21世紀の人類に課された重大な課題です。

すべての市民・事業者が、急速に進む環境破壊と自らの活動との関わりに気づき、生活のなかで少しの配慮や工夫を重ねていけるよう、学習と実践を通じて環境をまもる心を育成していく必要があります。

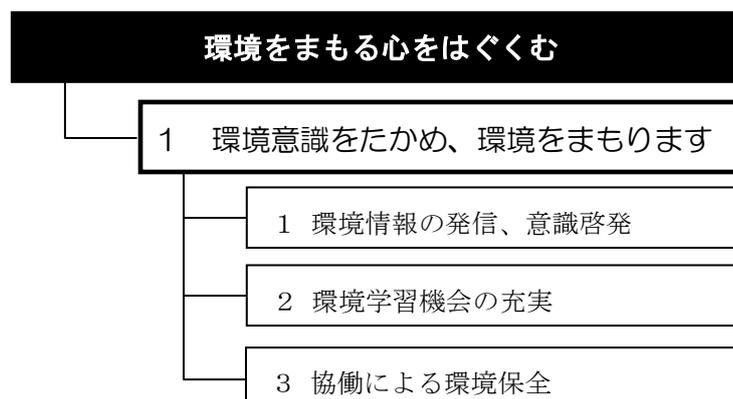
また、「環境問題を意識する」だけであったり、「人にやらされる」のではなく、自発的に行動することが重要であるため、市民・事業者・市が個別に取り組むだけでなく、協働によりそれぞれの役割に応じた環境保全活動を推進する必要があります。

【共通理念の目指す姿】

市民・事業者の環境意識向上と市民・事業者・市の協働による環境保全

- あらゆる世代に対し、環境情報の提供がされるとともに、環境学習や体験機会の場が創出されています。
- 様々な主体によるパートナーシップが構築され、環境美化や景観形成等の環境保全活動が推進されています。

【取り組みの体系】



共通理念1 環境をまもる心をはぐくむ

施策の方向性1 環境意識をたかめ、環境をまもります

本市の現状と課題

本市では、地球温暖化、省資源・省エネルギー、ごみの減量等をテーマとして、市ホームページや市広報紙を利用した啓発、学校や保育園等における環境学習、公民館活動や団体等による環境講座の開催、環境に配慮した事業活動の定着等により、様々な場面において環境に関する学習や実践活動が行われてきました。その結果、市民の環境問題に関する知識や関心は高まってきています。

日常生活に起因する環境への負荷の低減や、身近な環境をより良いものにしていくための行動に、市民一人ひとりができる範囲で、取り組むことが期待されます。

取り組みの方針

■市民一人ひとりの環境意識の向上

様々な主体により実施されている環境学習講座等を継続して実施していくとともに、環境学習のメニューを作成し、環境学習機会の充実を図ります。

■協働による環境保全（「知っている」から「している」へ）

地球温暖化と私たちの暮らしのつながりや、エネルギー消費と環境問題の関わり等について、市民・事業者・市の協働のもと、「知っている」ことから「している」ことに取り組みを進めるよう、効果的な啓発や、実践活動の場づくりを推進します。

具体的施策の展開

1 環境情報の発信、意識啓発（地球温暖化対策実行計画との共通施策）

身近なところから世界規模の問題まで、環境問題の範囲は非常に広く、身近に感じられることばかりではありません。また、環境負荷を低減する方法を知らなければ、環境負荷を低減するために取り組むことができません。環境を意識した行動を引き出すための情報提供・意識啓発を行います。

(1) 施策の内容と主な取り組み

ア 環境情報の発信、啓発

(7) 市の環境の現状や環境保全等の幅広い環境情報を様々な媒体を用いて発信します。（市ホームページ、「*環・きょうニュース」等）

(4) 環境に関する地区説明会を開催します。

イ 環境イベントの開催や学習成果の発表機会の提供

- (ア) 「しおじり e-Life Fair」(環境・食・健康・生活に関するイベント)を開催します。
- (イ) 「環境トーク&パフォーマンス」(環境学習発表会)を開催します。

ウ 環境情報の管理及び公開

- (ア) 塩尻市環境白書を作成し、公表します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

- (ア) 環境情報を収集し、活用します。
- (イ) 環境に関する地区説明会に参加します。
- (ウ) 自らの環境活動について情報発信します。

イ 事業者に期待される取り組み

- (ア) 環境情報を収集し、活用します。
- (イ) 自社の環境活動について情報発信します。

2 環境学習機会の充実 (総合計画及び地球温暖化対策実行計画との共通施策)

幼少期から環境意識を高め、あらゆる世代に対して環境学習の支援を行うとともに、様々な主体が行っている講座等を体系的に整理し、より多くの市民が環境について学ぶ機会を提供します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

ア 学校教育等における環境学習の充実

- (ア) 保育園や幼稚園、学校における子どもへの環境学習を実施します。
- (イ) 環境学習教材を使用した学習を実施します。

イ 環境学習機会の充実

- (ア) 大人への環境学習講座を実施します。(公民館活動等)
- (イ) 様々な学習機会をまとめた環境学習メニューを作成します。
- (ウ) 区・団体等による環境学習を支援します。
- (エ) 民間のノウハウを活用して環境学習を実施します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

- (ア) 環境学習講座に参加又は協力します。
- (イ) 学んだことを環境保全活動に活用します。

イ 事業者に期待される取り組み

- (7) 環境学習講座に参加又は協力します。
- (4) 施設見学や講師派遣等、地域の環境学習に協力します。

指標（2 環境学習機会の充実）

項 目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
環境訪問出前講座実施数	21 回	24 回	27 回	30 回
環境トーク&パフォーマンスへの 参加者数(発表者数と来場者数の計)	970 人	1,000 人	1,050 人	1,100 人

3 協働による環境保全（総合計画及び地球温暖化対策実行計画との共通施策）

市民・地域のコミュニティ・NPO・事業者・市等の幅広い主体が相互にコミュニケーションや連携を図り、主体的に環境保全活動に取り組みます。

(1) 施策の内容と主な取り組み

ア 市民・事業者と連携した環境活動の推進

- (7) 環境分野の課題を協働による解決を目指す市民ネットワークの構築を推進します。
- (4) まちづくり・環境・健康等の市民活動促進サービスモデル（マイレージ制度等）を調査検討します。
- (7) *クリーン塩尻パートナー制度による活動を拡大し、地区や団体等と連携した環境活動を推進します。
- (エ) *エコ・ウォークや市民一斉清掃等の取り組みを推進します。
 (→関連：44 ページ 生活環境の保全促進)
 (→関連：50 ページ 身近な自然環境の保全)
- (オ) 「塩尻市空き家等の適正管理に関する条例」の運用を推進します。
 (→関連：45 ページ 空き地、空き家等の適正管理)

イ 市民と連携した景観づくりの推進

- (7) *塩尻景観ネットワークの活動を支援します。
- (4) *景観育成住民協定の締結を促進します。
- (7) *緑地協定の制度を周知します。(→関連：46 ページ 美しい景観の保全・形成)
- (エ) 地域の公共花壇づくりなど花による景観づくりを支援します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

(7) 市・事業者が取り組む環境保全活動に積極的に参加、協力します。

(→関連：44 ページ 生活環境の保全促進

45 ページ 空き地、空き家等の適正管理

50 ページ 身近な自然環境の保全

51 ページ 自然公園等の保全)

(イ) 市が取り組む景観づくりに積極的に参加、協力します。

(→関連：46 ページ 美しい景観の保全・形成)

イ 事業者に期待される取り組み

(7) 市・市民が取り組む環境保全活動に積極的に参加、協力します。

(→関連：44 ページ 生活環境の保全促進

50 ページ 身近な自然環境の保全

51 ページ 自然公園等の保全)

(イ) 市・市民が取り組む景観づくりに積極的に参加、協力します。

(→関連：46 ページ 美しい景観の保全・形成)

指標（3 協働による環境保全）

項 目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
クリーン塩尻パートナー制度への 登録団体数	36 団体	40 団体	43 団体	46 団体
エコ・ウォークの参加者数	1,641 人	1,700 人	1,850 人	2,000 人
景観育成住居協定地区数	3 地区	3 地区	3 地区	4 地区
緑化整備総面積	9.2ha	10.8ha	12.0ha	13.2ha

基本理念1 地球環境に配慮したまちをつくる

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量が増加したことによる地球温暖化が進んでおり、地球全体に深刻な影響を及ぼしています。地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、温室効果ガスの削減に向けた取り組みのより一層の強化が求められています。

本市では、省エネルギーと再生可能エネルギーの普及を促進し、エネルギー資源の有効活用と二酸化炭素の排出抑制に取り組んできました。

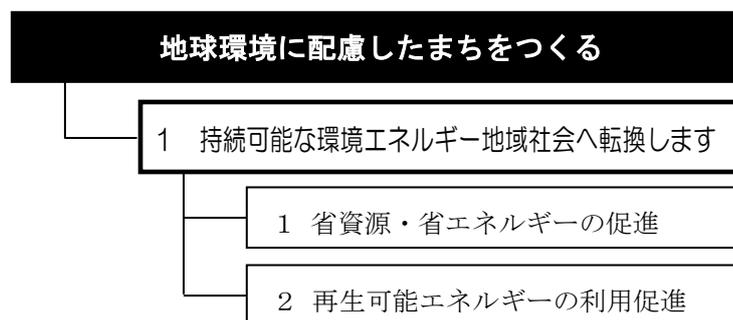
地球温暖化の影響を低減し、持続可能な社会を構築するためには、低炭素型のライフスタイルの定着と、*木質バイオマスや太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及に努めていく必要があります。

【基本理念1の目指す姿】

生活の豊かさも実感できる低炭素社会を構築

- 二酸化炭素等の温室効果ガスの排出が少ない生活へ転換されています。
- 再生可能エネルギーの地産地消等、地域で再生されるエネルギーの利用がされています。

【取り組みの体系】



施策の方向性 1 持続可能な環境エネルギー地域社会へ転換します

本市の現状と課題

国や県において、地球温暖化防止に関する法令や計画の整備が進み、環境に配慮した持続可能な社会づくりに向けた体制整備が進められています。特に県では、「環境エネルギー政策」として、エネルギーの適正利用や過度な集中的利用の抑制、「信州 F・POWER プロジェクト」を含む再生可能エネルギーの利用促進、地球温暖化対策を推進しています。

本市では、「*塩尻環境スタンダード」等の*環境マネジメントシステムの普及や環境家計簿「*しおじりエコふぁみりー」の取り組み、地区説明会や出前講座の開催等家庭や事業所、市が一体となって省資源・省エネルギーの取り組みを推進しています。

また、学校等公共施設への太陽光発電設備設置や、住宅への再生可能エネルギー利用設備設置に対する支援により、再生可能エネルギーの利用を促進してきました。

現在、地球温暖化の影響が深刻化しつつあり、今後の気温上昇によって更なる悪影響が世界のありとあらゆる地域で生じることが予測されています。地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するためには、市民・事業者・市が省資源・省エネルギーをはじめ、再生可能エネルギーを地産地消する等、地域資源を活用したエネルギーの利用を更に推進することにより、「低炭素で持続可能な環境エネルギー地域社会」を構築していくことが必要です。

市内の事業所における環境マネジメントシステムの導入状況（平成 26 年度）

規 格	認証・登録の有効性	認証・登録に係る費用	認証・登録事業所数
ISO14001:2004	世 界	比較的高い	40 事業所
*エコアクション 21	国 内	比較的安い	9 事業所
塩尻環境スタンダード	市 内	無 料	41 事業所

再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入補助件数（平成 26 年度までの累計）

設備区分	補助件数（累計）	補助年度
太陽光発電設備	1,346 件 (発電規格合計 5773.65kW)	平成 10 年度～平成 26 年度
*太陽熱高度利用設備	44 件	平成 18 年度～平成 26 年度
*ペレットストーブ	38 件	平成 18 年度～
薪ストーブ	70 件	平成 18 年度～平成 21 年度 平成 26 年度～
*省エネナビ・*HEMS	省エネナビ 17 件・HEMS 10 件	平成 26 年度～

取り組みの方針

■省資源、省エネルギーの着実な推進

家庭及び事業所における省資源・省エネルギーの取り組みや、市が率先して省資源・省エネルギーの取り組みを進めることにより、低炭素社会の構築を促進します。

■再生可能エネルギーの導入拡大

豊富な森林資源を有し、また、晴天率が高く、日照時間が長い本市の特性を活かし、木質バイオマスや太陽光エネルギー等、地域に存在する再生可能エネルギーの利用を促進します。

具体的施策の展開

1 省資源・省エネルギーの促進（総合計画及び地球温暖化対策実行計画との共通施策）

自らのライフスタイルや事業活動を見直し、家庭や事業所において省資源・省エネルギーを推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

(→関連：地球温暖化対策実行計画 63 ページ 項目1 市民・事業者の活動促進、
70 ページ 項目4 地域環境の整備及び改善)

ア 省資源・省エネルギーの実践活動の促進

- (ア) 省資源・省エネルギー及び*革新的なエネルギー高度利用技術を活用した設備機器の導入を普及拡大します。
- (イ) 「塩尻環境スタンダード」等の環境マネジメントシステムの導入を支援します。
- (ウ) 環境家計簿「しおじりエコふぁみりー」等の取り組みを普及拡大します。
- (エ) 環境負荷低減活動を促進します。
- (オ) 環境マネジメントシステム（ISO14001）を運用し、省資源・省エネルギーの取り組みを行います。

イ 自動車利用の見直しの促進

- (ア) 公共交通機関の利便性向上や道路環境の整備を推進します。
- (イ) 公用車に*エコカー及び次世代型エコカーの導入を推進します。

ウ 公共施設における率直的な推進

- (ア) 公共施設の新築時や改修時に、建物の高断熱化、設備・機器の高効率化を図ります。
- (イ) 公共施設に省エネルギー機器やデマンド監視システム等の導入を推進します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

- (ア) 環境家計簿「しおじりエコふぁみりー」等を活用し省資源・省エネルギー活動を実践します。
- (イ) 環境負荷の少ない製品を購入します。

- (ウ) 住宅の省エネ無料診断を積極的に利用します。
- (エ) 節電や消費電力のピークシフトに協力します。
- (オ) 住宅の新築時や改修時には、建物の断熱化や省エネ機器の導入、*スマートハウス化等、省エネルギー化に配慮します。
- (カ) 自動車を購入する場合は、エコカーを検討します。
- (キ) 自動車を運転する際はエコドライブを心がけます。
- (ク) 公共交通機関や自転車の利用等、環境負荷の少ない移動を心がけます。

イ 事業者には期待される取り組み

- (ア) 環境マネジメントシステムを活用し省資源・省エネルギーを実践します。
- (イ) 省エネルギー診断等を利用し、エネルギーの適正な利用に努めます。
- (ウ) 高効率機器の導入等により、施設・設備面の省エネルギー化を推進します。
- (エ) 工場、事務所等の新築・改修時には、*ESCO 事業を導入する等、省エネルギー化に配慮します。
- (オ) 節電や消費電力のピークシフトに協力します。
- (カ) エコカー及び次世代型エコカーの導入を検討します。

指標（1 省資源・省エネルギーの促進）

項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
市全域から排出される二酸化炭素の 排出量	810,965t (H23)	800,693t (H26)	790,421t (H29)	780,149t 以下 (H32)
塩尻環境スタンダードへの認証・登録 件数(累計)	40 件	43 件	46 件	49 件

2 再生可能エネルギーの利用促進（総合計画及び地球温暖化対策実行計画との共通施策）

森林資源を活かした木質バイオマス利用や太陽光発電等、本市には活用可能な再生可能エネルギーが存在します。これらの資源を有効活用することにより、エネルギーの地産地消を推進するとともに二酸化炭素排出量の削減を促進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

（→関連：地球温暖化対策実行計画 65 ページ 項目 2 再生可能エネルギーの利用促進）

ア 再生可能エネルギーの利用促進

- (ア) 再生可能エネルギーの住宅や事業所等への導入を促進します。
- (イ) 再生可能エネルギーの導入事例を活用し、啓発を図ります。

イ 再生可能エネルギーの自給体制の構築によるエネルギーの地産地消の促進

- (ア) 木質バイオマス暖房機器等の利用講習会を開催します。
- (イ) 市民が行う再生可能エネルギー活用事業等に対する支援を行います。
- (ウ) 木質バイオマスの効率的な生産システムの構築、利用促進策等を研究します。
- (エ) 木質バイオマスの活用による基金制度を研究します。

ウ 公共施設における率直的な導入推進

- (ア) 公共施設への木質バイオマス、太陽光等、再生可能エネルギーを利用した設備の導入を推進します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

- (ア) 木質バイオマス（薪ストーブ、ペレットストーブ）、太陽光等、再生可能エネルギーの利用を進めます。（→関連：38 ページ 森林資源の有効活用）

イ 事業者期待される取り組み

- (ア) 木質バイオマス（薪ストーブ、ペレットストーブ、*ペレットボイラー）、太陽光等、再生可能エネルギーの利用を進めます。
（→関連：38 ページ 森林資源の有効活用）
- (イ) 再生可能エネルギーの普及に協力します。

指標（2 再生可能エネルギーの利用促進）

項 目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備導入件数	1,964 件 (H26.4)	2,500 件	2,772 件	2,907 件
再生可能エネルギーを自宅で活用していると回答した市民の割合	22.5% (H26)	24.8%	27.3%	30.0%
薪・ペレットを自宅で活用している市民の割合	6.1% (H26)	増加	第五次塩尻市総合計画の 中期戦略における市民指標	



基本理念 2 資源を有効に活用するまちをつくる

限りある天然資源を適正かつ有効に使用するとともに、ごみの減量やリサイクルに取り組み、社会・経済活動による環境負荷を低減し、持続可能な社会をつくることが求められています。

本市では、ごみの処理体制を整備し、ごみの減量・リサイクルの促進に努めてきました。その結果、市民・事業者の意識が高まり、環境に配慮した活動も浸透しつつありますが、更に、環境負荷を少なくするため、ごみの排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の 3R 及び適正処理を進める必要があります。

また、県内では豊富な森林資源を活かしきれておらず、その有効活用が課題となっています。

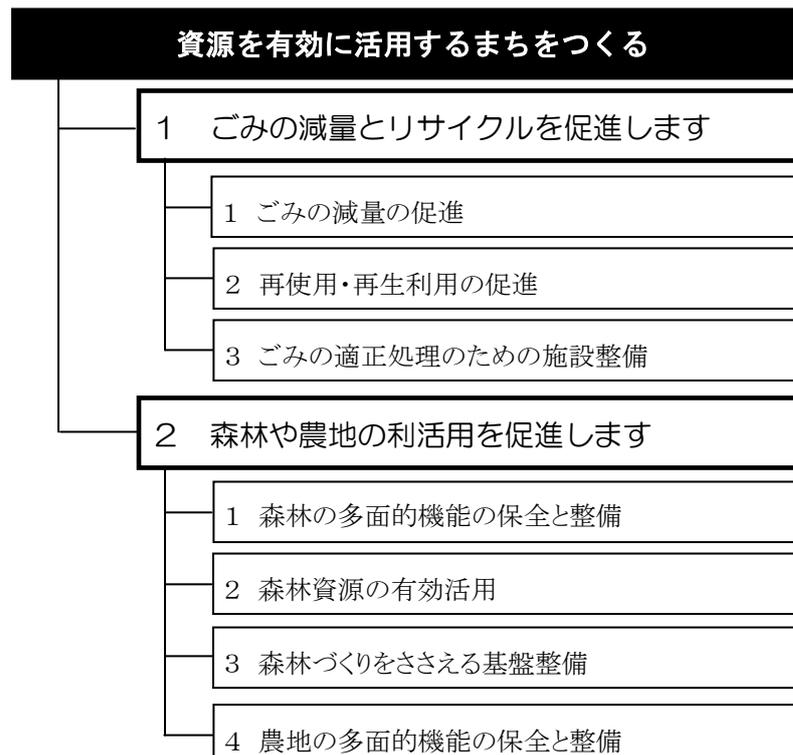
環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、市民・事業者の 3R 活動の推進、森林資源の有効活用等による資源の地域内循環の取り組みを進めていく必要があります。

【基本理念2の目指す姿】

持続可能な循環型社会を構築

- ごみの 3R 運動が推進されています。
- 森林や農地が持つ多面的機能が保全、整備されています。
- 地域資源等が域内で循環する仕組みが進められています。

【取り組みの体系】



施策の方向性 1 ごみの減量とリサイクルを促進します

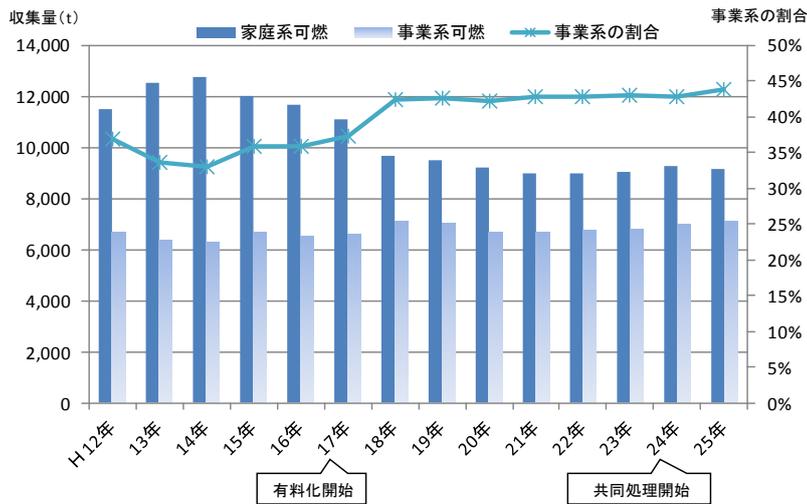
本市の現状と課題

国や県において、資源の循環に関する法令、計画の整備が進み、環境に配慮した持続可能な社会づくりに向けた体制整備が進められています。

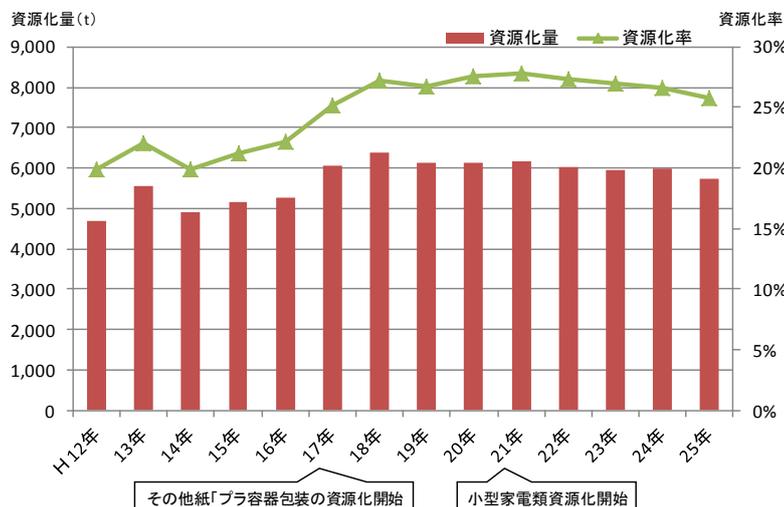
ごみの減量化対策として、平成 17 年（2005 年）10 月に、ごみ処理の有料化及び*プラスチック製容器包装の分別・資源化の取り組みが進められ、家庭ごみの総排出量は減少していましたが、平成 22 年（2010 年）以降、増加傾向にあります。また、事業所やアパートからのごみ（事業系ごみ）は増減を繰り返し、ここ数年は増加傾向にあります。

ごみの減量に向けて、ごみの発生抑制と再使用、再生利用（3R）の推進を図るために、適正な分別や家庭での生ごみの自家処理、事業系の食品残さ等の資源化等の取り組みを推進する必要があります。

もえるごみの収集量



資源化量・資源化率



取り組みの方針

■ 「物質の循環」（ごみの発生抑制、再使用、再生利用(3R)の推進)

「ごみになるものは購入しない」、「何度も繰り返し使う」、「ごみをきちんと分別し、再び資源として利用する」ことを意識することが重要であり、地区説明会や「環・きょうニュース」等による情報提供や啓発を継続し、ごみの減量やリサイクルを推進します。

具体的施策の展開

1 ごみの減量の促進（総合計画及び地球温暖化対策実行計画との共通施策）

家庭ごみの量はごみの共同処理後一時的に微増し、現在は微減となっていますが、事業所やアパートからのごみは減少していません。必要ないものを購入しない、ごみをきちんと分別するといった日頃からの取り組みを推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

(→関連：地球温暖化対策実行計画 69 ページ 項目 3 循環型社会の形成)

ア ごみの発生抑制対策の推進

- (ア) 適切な排出・分別の指導を徹底します。
- (イ) 生ごみの発生抑制について啓発します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

- (ア) ごみと資源物を適正に分別し、排出します。
- (イ) 食べ物を残さない等、生ごみの発生抑制に努めます。
- (ウ) 食品ロス削減のため「*30・10（さんまる・いちまる）運動」に取り組みます。
- (エ) 生ごみを排出するとき、できるだけ水分を切り、生ごみの水分の減量に努めます。
- (オ) マイバックを持参し不要なレジ袋を断る、簡易包装を選ぶ等、ごみ減量に努めます。

イ 事業者に期待される取り組み

- (ア) ごみと資源物を適正に分別し、排出します。
- (イ) 梱包・包装の簡素化を進め、ごみの発生を抑制します。
- (ウ) 食品ロス削減のため「30・10（さんまる・いちまる）運動」に協力します。

指標（1 ごみの減量の促進）

項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
家庭系もえるごみ量 (市民 1 人 1 日あたり)	345g/人日	340g/人日	331g/人日	324g/人日
事業系もえるごみ量	6,927t/年	6,420t/年	6,353t/年	6,182t/年

2 再使用・再生利用の促進（総合計画及び地球温暖化対策実行計画との共通施策）

環境にやさしい持続可能な循環型社会に転換していくために、3R 運動の推進等による取り組みを推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

（→関連：地球温暖化対策実行計画 69 ページ 項目 3 循環型社会の形成）

ア 再使用・再生利用の促進

- (ア) 家庭系及び事業系生ごみの資源化促進と資源有効活用を行います。（たい肥等）
- (イ) 焼却灰（松本クリーンセンター）の再生利用を推進します。
- (ウ) 廃食用油から*BDF（バイオディーゼル燃料）を精製し、燃料としてごみ収集車等に利用します。
- (エ) 家庭系ごみ（古着、小型家電製品、廃陶磁器、おもちゃ等）のリユース・リサイクルを推進します。
- (オ) 市ホームページや広報しおじりの利用により不用品交換を支援します。
- (カ) 給食残さのたい肥化を推進し、花壇整備等に活用します。
- (キ) 下水処理時に発生する汚泥の減量化や再使用・再生利用を推進します。

イ 循環型社会構築に向けた地域との連携

- (ア) 地域、学校等と連携して資源物の回収を推進します。
- (イ) 自治会や関係団体と連携した地区説明会を実施します。
- (ウ) 3ない（もったいない・食べ残しをしない・レジ袋をもらわない）運動を推進します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

- (ア) 資源物回収等、リユース、リサイクル活動を積極的に参加します。
- (イ) 原材料がリサイクルされている等、環境負荷の少ない製品を購入・利用します。
- (ウ) 生ごみ処理機や*ダンボールコンポスター等による生ごみのたい肥化に取り組みます。

イ 事業者に期待される取り組み

- (ア) 紙の使用量の削減や再生紙利用等、資源の有効利用に努めます。
- (イ) 環境にやさしく、リサイクルしやすい製品の開発や製造、販売に努めます。
- (ウ) 原材料がリサイクルされている等、環境負荷の少ない製品を購入・利用します。
- (エ) ごみの減量化や再使用・再生利用を推進します。

指標（2 再使用・再生利用の促進）

項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
ごみの資源化率	26.0%	30%以上	31.0%	32.0%
ごみの減量に向けた分別やリサイクルが盛んであると感ずる市民の割合	69.6% (H26)	75.0%	第五次塩尻市総合計画の 中期戦略における市民指標	

3 ごみ適正処理のための施設整備（総合計画との共通施策）

ごみ処理施設の適正な維持管理や処理に努めるとともに、必要となる施設の整備を広域的な視点をもって推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

ア 民間施設を活用した廃棄物、資源物の適正処理

- (ア) 民間企業と連携し、資源物処理を実施します。
- (イ) 施設の適正な管理運営を行います。

イ 塩尻クリーンセンターの中継施設としての整備

- (ア) 松塩地区広域施設組合によるごみの広域・共同処理を推進します。
- (イ) 中継施設の整備を推進します。

ウ 新最終処分場の適正管理及び旧最終処分場跡地の有効利用

- (ア) 新最終処分場の適正管理及び旧最終処分場跡地の有効利用を推進します。
- (イ) 松本クリーンセンター焼却灰の再生利用による最終処分場の長寿命化を図ります。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

- (ア) ごみステーション等の施設の適正利用と管理運営に協力します。

イ 事業者期待される取り組み

- (ア) 適正かつ円滑な一般及び産業廃棄物処理及び施設運営を実施します。

指標（3 ごみ適正処理のための施設整備と運営）

項 目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
ごみの年間最終処分量	2,227t	1,313t	1,249t	1,154t

施策の方向性 2 森林や農地の利活用を促進します

本市の現状と課題

県内の木材産業は、生産・加工・流通体制が小規模、分散的で、豊富な森林資源を十分に活かしきれておらず、有効な活用が課題となっています。そこで、長野県・塩尻市・民間事業者をはじめとする産学官連携体制のもと、森林の再生や林業・木材産業の振興を図る「信州F・POWERプロジェクト」が平成24年（2012年）9月から進められています。

森林資源を無駄なく活用し、森林の再生や木材産業の振興を図るため、木材や燃料等の需要を拡大してその利益を山側に還元するとともに、*水源のかん養等、森林の多面的機能の保全と整備をする必要があります。

また、農業者の高齢化や後継者不足等による*耕作放棄地が増加しています。農地は、食料を供給する役割だけではなく、森林と同様の多面的な機能を有しているため、有効活用を図る必要があります。

取り組みの方針

■「自然の循環」（森林や農地が持つ多面的機能の保全や整備、森林資源の有効活用）

森林や農地の多面的な機能を持続的に発揮させるため、森林の適切な整備や農地の多面的機能の保全と整備により、森林資源の循環利用、農地の有効活用を推進します。

具体的施策の展開

1 森林の多面的機能の保全と整備（総合計画との共通施策）

土砂災害の防止、水源のかん養、豊かな生態系の維持等の森林の多面的機能を保全し、その機能を維持・向上できるよう森林や里地里山の整備を推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

ア 市有林、民有林等の整備推進

- (ア) 各種補助事業により民有林の除間伐を支援します。
- (イ) 森林整備計画による森林整備を推進します。
- (ウ) 松くい虫被害防止パトロールを推進します。

イ 水源かん養林の保全

- (ア) *保安林指定により、水源かん養、土砂流出防止等の森林の機能が失われないよう管理します。

(2) 市民・事業者により期待される取り組み

ア 市民により期待される取り組み

- (ア) 森林や里地里山の整備に参加・協力します。
(→関連：50 ページ 身近な自然環境の保全)
- (イ) 森林に関する学習会や体験活動に参加します。

イ 事業者に期待される取り組み

- (7) 森林や里地里山の整備に参加・協力します。
(→関連：50 ページ 身近な自然環境の保全)
- (4) 森林に関する学習会の開催や環境保全団体の活動に協力します。

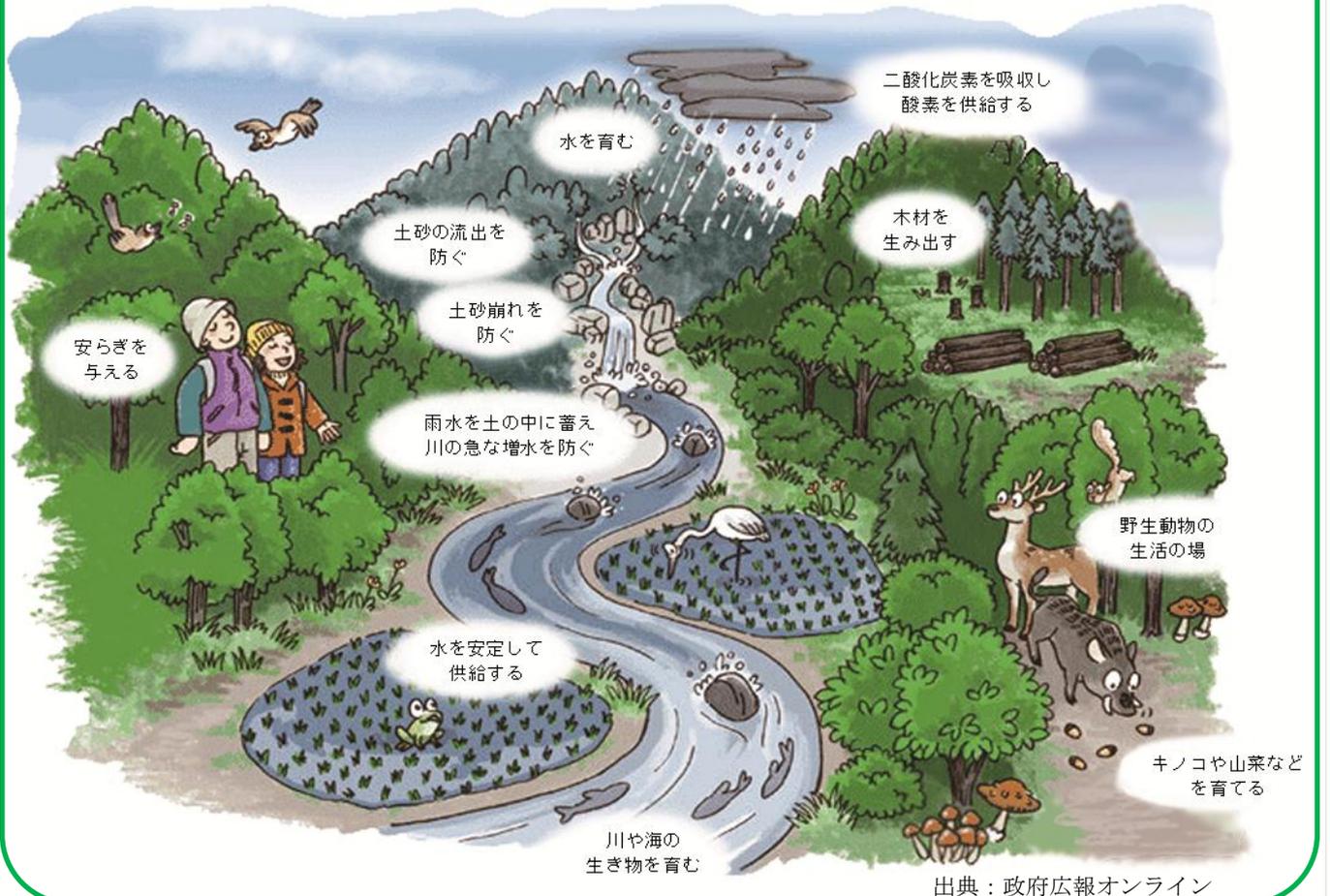
指標（1 森林の多面的機能の保全と整備）

項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
市有林の整備面積	243ha	283ha	313ha	343ha
民有林の整備面積（累計）	2,788ha	3,988ha	4,888ha	5,788ha
山のお宝ステーション事業登録者数	43 人 (H26)	70 人	100 人	130 人
子どもが木と触れ合い、遊んだり学んだりすることが盛んであると感じる市民の割合	30.5% (H26)	35.0%	第五次塩尻市総合計画の 中期戦略における市民指標	

コラム

森林の多面的機能とは

本市の全面積の約 75.6%が森林です。(約 219,266 ㎡・21,926 ヘクタール)
森林にはたくさんの働きがあり、私たちの暮らしに多くの恵みを与えてくれます。森林は、私たちが安心して暮らしていく上で、なくてはならない、かけがえのない財産です。



出典：政府広報オンライン

森林の多面的機能

土地を安全に保つ働き（土砂災害の防止）

山崩れを防ぎ、土砂の流出を防止します
 森林の土の中には、木の根が網の目のように張り巡らされています。根は、土石をしっかりとつかんで、山崩れの発生を防いでいます。また、森林は、雨の直撃から土を守り、地面が削りとられることや、土が流れ出ることを防ぐ働きをしています。

出典：丸山岩三「森林水文」実践林業大学 1970（長野県森林づくり指針より）



水源を育む働き（水源のかん養）

水を蓄え、洪水を防ぎ、水をきれいにします
 森林の土には、すき間がたくさんあり、スポンジのように雨水を吸収し蓄えています。そして、ゆっくりと時間をかけて川に送り出すことで、洪水を防ぐ働きをしています。また、森林に降った雨は、土の中をゆっくりと通過する間に、ろ過されてきれいになります。

出典：村井宏・岩崎勇作「林地の水及び土壌保全機能に関する研究」1975（長野県森林づくり指針より）

○森林土壌が一定時間にしみこませる雨水の量は、1ヘクタールあたり258ミリメートルで、草地の2倍、裸地の3倍という調査結果があります。



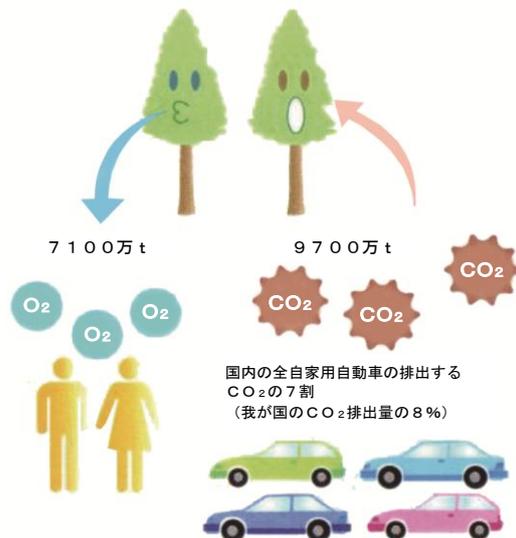
地球の温暖化を防ぐ働き

二酸化炭素を吸収します

森林には、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収し、酸素をつくる働きがあります。森林は、地球温暖化の防止に重要な役割を果たしています。

○日本の森林が光合成によって吸収する二酸化炭素は、年間約1億トン。これは日本の二酸化炭素排出量の8%、国内の全自家用乗用車の排出する量の7割に相当します。

出典：林野庁業務資料（長野県森林づくり指針より）



2 森林資源の有効活用（総合計画及び地球温暖化対策実行計画との共通施策）

使う⇒植える⇒育てる⇒伐採する⇒使う という循環型の森林整備を行うため、森林資源を積極的に利用することにより木材の地産地消を推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

(→関連：地球温暖化対策実行計画 67 ページ 項目 2 再生可能エネルギーの利用促進
70 ページ 項目 4 地域環境の整備及び改善)

ア 森林資源の有効活用

- (ア) 公共施設における県産材の利用を促進します。
- (イ) ペレット燃料や薪の利用を促進します。
- (ウ) 間伐材を利用した木製品による*木育を推進します。
- (エ) 間伐材の活用方法の研究や流通システムの整備を推進します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

- (ア) ペレットストーブや薪ストーブ等により木質バイオマスの利用に努めます。
(→関連：27 ページ 再生可能エネルギーの利用促進)
- (イ) 間伐材を利用した製品を購入します。

イ 事業者に期待される取り組み

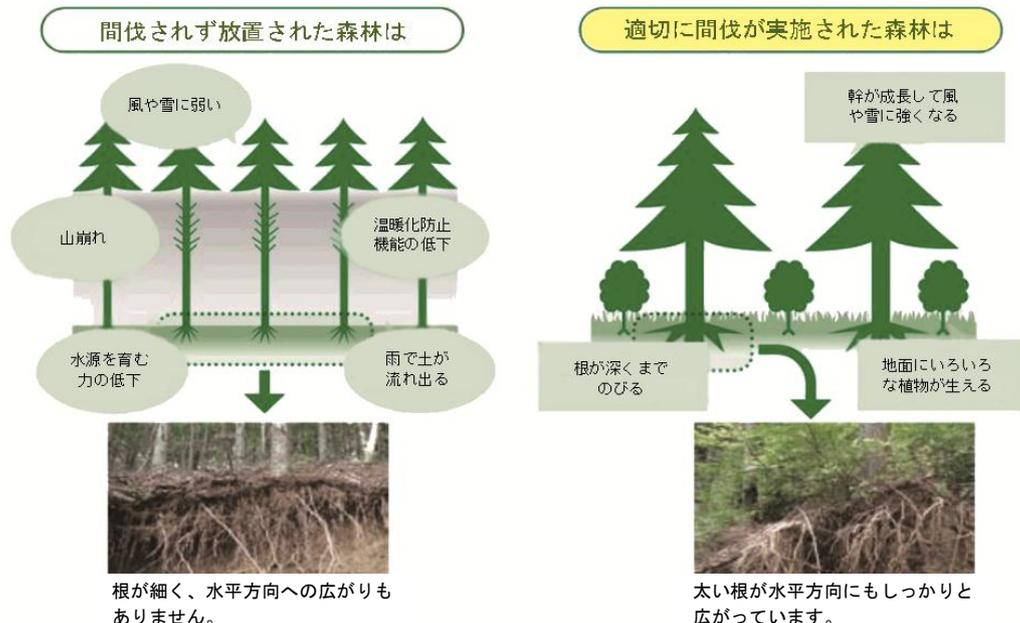
- (ア) ペレットストーブや薪ストーブ、ペレットボイラー等により木質バイオマスの利用に努めます。(→関連：27 ページ 再生可能エネルギーの利用促進)
- (イ) 間伐材の利用・販売・商品開発等を進めます。

コラム

豊かな森を育てる「間伐」

間伐とは、混みあった木の一部を伐採し、残った木の成長を助ける作業です。木と木の間隔が広くなり、根の張りが促進され、災害に強い森林になります。また、太く健全に育つので、木材としても有効に利用できます。

間伐をしないと、木が密集し、日光が当たらず、幹が細く、根の張りも弱くなり、森林の働きが低下してしまいます。



出典：長野県森林づくり指針

3 森林づくりをささえる基盤整備（総合計画との共通施策）

森林を整備するために必要な治山事業や、林道等路網の整備を行います。

(1) 施策の内容と主な取り組み

ア *治山事業の推進

(ア) 効率的に植生等を行うため、治山事業を推進します。

イ 林道等路網の整備

(イ) 効率的に間伐等を行うため、林道等路網の整備を推進します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

(ア) 治山事業に協力します。

イ 事業者期待される取り組み

(イ) 治山事業に協力します。

4 農地の多面的機能の保全と整備（総合計画及び地球温暖化対策実行計画との共通施策）

食糧を供給する役割だけではなく、水源のかん養等、森林と同様に農地が持つ多面的機能を保全し、その機能が維持・向上されるよう農地の保全と耕作放棄地の解消を図ります。

(1) 施策の内容と主な取り組み

(→関連：地球温暖化対策実行計画 70 ページ 項目 4 地域環境の整備及び改善)

ア 耕作放棄地の解消及び未然防止

(ア) 農地パトロールや農地流動化を促進します。

(イ) 農業の担い手を確保します。

イ 農地の多面的利用の促進

(イ) *中山間地における農業の多面的機能を保全します。

(イ) 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進します。

(2) 市民に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

(ア) 農地の保全及び流動化に協力します。

指標（4 農地の多面的機能の保全と整備）

項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
耕作放棄地等の面積	38.6ha	38.0ha	—	—

※ 平成 32 年度以降の目標値について
耕作放棄地は、解消するものと新たに発生するものがあり、数値が毎年変動するため、平成 32 年度以降の目標設定が困難です。
平成 32 年度以降の目標値は平成 29 年度の実績値により設定します。

基本理念3 安心して生活できる環境をまもる

本市は、豊かな自然、特徴的な都市景観、歴史的な街道景観に恵まれ、人々の生活との調和が生み出す生活環境が大きな魅力となっています。

価値観の多様化により、環境に対するニーズも高まっており、大気汚染や水質汚濁等の公害、ポイ捨てや不法投棄の防止のみならず、身近な緑や水辺、美しい町並みや歴史景観といった、快適でうるおいある環境を保全する必要があります。

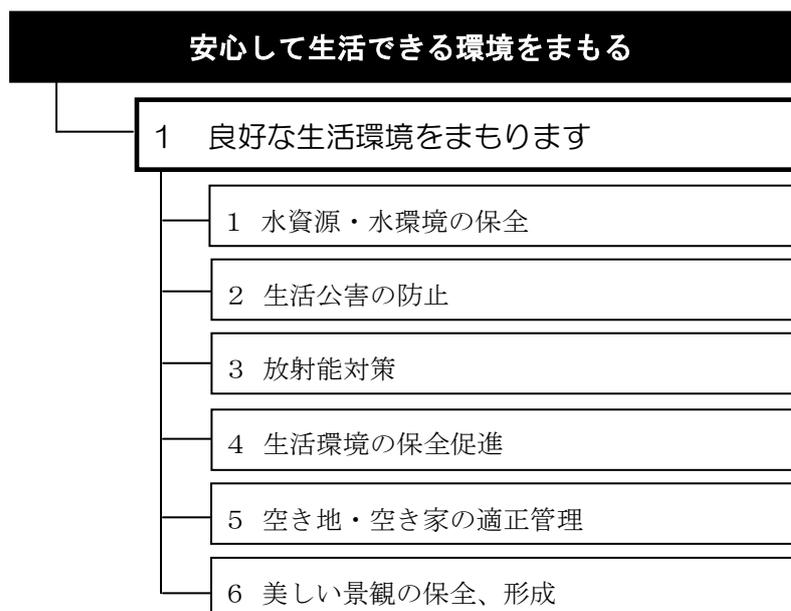
また、地域の自然、人々の暮らし、経済活動と調和を図りながら、市民・事業者・市の協働の下、快適でうるおいあるまちづくりを進める必要があります。

【基本理念3の目指す姿】

安全、安心、快適な生活環境の保全

- 水資源及び水環境が持続的に保全されています。
- 大気等を定期的に監視、調査し、万一の際には迅速な対応策が取れる体制が構築されています。
- ポイ捨てや不法投棄が減少しています。
- 空き地、空き家等が適正に管理されています。
- 美しい都市景観及び街道景観が形成、保全されています。

【取り組みの体系】



施策の方向性 1 良好な生活環境をまもります

本市の現状と課題

地下水等の水資源は、水道水や工業・農水産業用水として利用され、地域住民の生活や産業を支えています。近年、地下水をかん養する機能の低下等による地下水賦存量の減少、地下水位の低下が指摘されています。更に、外国資本による森林買収等の水源の独占や地下水の大量取水による影響も懸念されています。

市内の河川・湖沼の水質については、調査を継続的に実施し、水質の監視を行っていますが、下水道等の普及により、生活排水や事業所排水の適正処理が進み、河川や湖沼の水質は概ね良好に維持されています。

加えて、市内で大気中の*ダイオキシン類の調査や*酸性雨の調査についても、良好な状態を維持しています。空間放射線量については、福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が拡散し、この原子力発電所の周辺地域では今なお値が高い地域がありますが、幸いにも塩尻市では事故前と変わらない水準です。

また、平成16年(2004年)4月の「ポイ捨て禁止等によるきれいなまちづくり市民条例」施行以降、市やNPO法人、地域等の連携によるパトロール体制の強化が図られ、不法投棄への迅速な対応や監視体制が整備されていますが、不法投棄は依然として後を絶ちません。不法投棄の防止対策を推進し、地域の生活環境の保全を図るとともに、市民一斉清掃やエコ・ウォーク等の市民参加型のイベントや環境美化活動のボランティア活動の支援を充実させ、地域ぐるみの取り組みを進める必要があります。

一方、本市は、奈良井宿等の歴史的な街道景観、整備が進む都市景観等、様々な美しい景観を有しています。これらの良好な景観を守りつつ、変化に合わせて創造していくため、地域住民をはじめ、事業者、市が連携して、様々な取り組みが進められています。

こうした住民の自主的な景観形成活動を支援するため、景観への配慮を啓発するとともに、地域による景観づくりを支援していく必要があります。

取り組みの方針

■水資源・水環境の保全

地下水等の水資源の保全対策を推進し、水環境の異常を早期に発見する体制を維持し、万一の事故に備えます。

■水質汚濁や騒音等の公害の防止

日常生活を取り巻く大気や水、土壌等の環境保全に努め、騒音や振動、悪臭等発生源への指導を推進します。

■放射能対策

市内の空間放射線量を測定し、測定結果を公表します。

■不法投棄やポイ捨て等の防止

地域連携により不法投棄の監視を強化するとともに、市民一斉清掃やエコ・ウォーク等の市民参加型のイベントや環境美化ボランティア活動を継続し、地域ぐるみの取り組みを推進します。

■空き地、空き家等の適正管理

空き地、空き家等の適正な管理や有効活用により、良好な生活環境の保全を図ります。

■美しい景観の保全、形成

本市特有の景観である、歴史的な街道景観、都市景観等の保全、再生を進めるとともに、新たな魅力を創造することを目指します。

具体的施策の展開**1 水資源・水環境の保全（総合計画との共通施策）**

地下水等の水資源の保全は、広域的に取り組む必要があるため、県、松本地域8市村及び北安曇地域3市町村で構成する「アルプス地域地下水保全対策協議会」により、地下水の保全・適正利用に向けた取り組みを推進します。

また、河川や湖沼の環境基準の達成率向上に向けた取り組みを進めるとともに、万一の事故の際には早急の対応を図ります。

(1) 施策の内容と主な取り組み**ア 地下水水質調査の実施**

(ア) 地下水の水位、水質等、地下水保全のための調査を継続します。

イ 土壌や地下水の汚染防止対策の推進

(ア) 環境汚染発生時には関係機関と連携し迅速に対応します。

(イ) みどり湖水質浄化設備の維持管理を継続します。

(ウ) 工場、事業者に対して地下水や土壌汚染防止の指導を実施します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み**ア 市民の取り組み**

(ア) 灯油等の流出の防止を徹底します。

(イ) 土壌や地下水の汚染を防止します。

(ウ) 「*ふるさとの水20選」の保全に協力します。

イ 事業者の取り組み

(ア) 環境汚染発生時には、被害が拡大しないよう適切な処置をとります。

2 生活公害の防止

環境基準の達成を維持する取り組みを推進するとともに、騒音、悪臭等、限度を超える公害に対して関係法令に基づき対応を図ります。

(1) 施策の内容と主な取り組み

ア 騒音・振動対策

- (ア) 騒音、振動の環境調査を継続的に実施します。
- (イ) 環境汚染発生時には関係機関と連携し迅速に対応します。
- (ウ) 工場、事業者に対して騒音・振動防止の指導をします。

イ 悪臭対策

- (ア) 廃棄物等の野焼き防止の啓発、指導をします。
- (イ) 環境汚染発生時には関係機関と連携し迅速に対応します。
- (ウ) 工場、事業者に対して悪臭防止の指導をします。

ウ *光害対策

- (ア) 屋外照明の効率化及び適正使用を啓発します。

エ 水質汚染防止対策

- (ア) 水質の環境調査を継続的に実施します。
- (イ) 環境汚染発生時には関係機関と連携し迅速に対応します。
- (ウ) 工場、事業者に対して水質汚染防止の指導をします。

オ 大気汚染防止対策

- (ア) 大気環境調査を継続的に実施します。
- (イ) 微小粒子状物質（PM2.5）等による大気汚染状況の情報提供を行います。
- (ウ) 環境汚染発生時には関係機関と連携し迅速に対応します。
- (エ) 工場、事業者に対して大気汚染防止の指導をします。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

- (ア) 生活環境に配慮して行動します。

イ 事業者に期待される取り組み

- (ア) 環境に関する法令・条例等を順守します。
- (イ) 事業活動において周辺住民に配慮します。

指標（2 生活公害の防止）

項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
河川における BOD の環境基準の達成率	78.5%	92%	92%	92%
ダイオキシン類濃度の計測値	0.008pg/m ³ (H24)	0.03pg/m ³ (H28)	0.03pg/m ³	0.03pg/m ³ (H34)

※ ダイオキシン濃度の計測は隔年で実施しています。

3 放射能対策

市内の空間放射線量の把握し、異常を早期に発見する体制を維持します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

ア 空間放射線量調査の実施

- (ア) 市内の空間放射線量を継続的に測定し、結果を公表します。

4 生活環境の保全促進

様々な主体の協力のもと、パトロールの実施等により不法投棄やポイ捨て等の未然防止を図るとともに、環境美化活動を推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

ア 不法投棄・ポイ捨て等の防止

- (ア) エコ・ウォークや市民一斉清掃等の取り組みを推進します。
(→関連：22 ページ 協働による環境保全)
- (イ) クリーン塩尻パートナー制度の普及を推進します。
(→関連：22 ページ 協働による環境保全)
- (ロ) 地区や団体等と連携した美化活動を推進します。
(→関連：22 ページ 協働による環境保全)
- (ハ) 不法投棄防止パトロール等を強化します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

- (ア) 市・事業者が取り組む環境保全活動に積極的に参加、協力します。
(→関連：22 ページ 協働による環境保全)
- (イ) 自ら生じさせたごみを持ち帰り、又は適正に処理し、きれいなまちづくりの推進に努めます。
- (ロ) 居住等する周辺を清潔にし、地域における清掃活動に積極的に参加する等、きれいなまちづくりに努めます。
- (ハ) 不法投棄を防止するための見守り、通報に協力します。

イ 事業者期待される取り組み

- (ア) 市・市民が取り組む環境保全活動に積極的に参加、協力します。
(→関連：22 ページ 協働による環境保全)
- (イ) 事業所及びその周辺において清掃活動を行う等、きれいなまちづくりに努めます。

指標（４ 生活環境の保全促進）

項 目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
不法投棄物総重量(タイヤ、バッテリー、消火器、自転車、家電等の重さで集計していないものを除く。)	24,834kg	24,000kg	23,000kg	22,000kg

5 空き地、空き家等の適正管理（総合計画との共通施策）

空き地、空き家等の適正管理や有効活用の推進により、良好な生活環境の保全を図ります。

(1) 施策の内容と主な取り組み

ア 空き地、空き家等の適正管理及び有効活用の推進

(ア) 空き家等の適正な管理を促進するとともに、空き家等が管理不全な状態になることを未然に防止します。

(イ) *空き家バンク制度により、希望する者の定住を促進します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

(ア) 市が取り組む環境保全活動に積極的に協力します。

(→関連：22 ページ 協働による環境保全)

(イ) 空き家等を自らの責任において適正に管理し、空き家等が管理不全な状態にならないように努めます。

(ロ) 適正に管理されていない空き家等を発見したときは、市又は自治会等に情報を提供するよう努めます。

(ハ) 空き家バンク制度を活用します。

イ 事業所に期待される取り組み

(ア) 空き家等を自らの責任において適正に管理し、空き家等が管理不全な状態にならないように努めます。

(イ) 適正に管理されていない空き家等を発見したときは、市又は自治会等に情報を提供するよう努めます。

6 美しい景観の保全、形成（総合計画及び地球温暖化対策実行計画との共通施策）

都市景観や市内の特徴的な景観である歴史的な街道景観を地域固有の財産として将来にわたり保全するための取り組みを推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

（→関連：地球温暖化対策実行計画 68 ページ 項目 4 地域環境の整備及び改善）

ア 都市景観の保全・形成

- (ア) *屋外広告物のパトロールを実施します。
- (イ) 「*都市計画マスタープラン」に基づく取り組みを推進します。
- (ウ) 身近な公園や緑地を整備します。（→関連：22 ページ 協働による環境保全）

イ 歴史的なまちなみの保全

- (ア) 歴史的まちなみの整備及び修理・修景を実施します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

- (ア) 良好な景観づくりに協力します。
- (イ) 歴史的なまちなみの保全に協力します。

イ 事業者に期待される取り組み

- (ア) 県条例に基づき、屋外広告物を適正に設置します。
- (イ) 良好な景観づくりに協力します。
- (ウ) 歴史的なまちなみの保全に協力します。

指標（6 美しい景観の保全、形成）

項 目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
*重要伝統的建造物群保存地区の延べ 修理・修景実施数	36 件	55 件	70 件	85 件

基本理念4 ふるさとの自然をまもる

本市には、高ボッチ高原や霧訪山等、豊かな自然に恵まれ、貴重な野生生物が数多く生息していますが、ヒメジョオン等の外来種の増加がみられる等、その保全と対策が求められています。

また、里地里山をはじめとする私たちの身近な自然も、十分な手入れがされないまま荒廃が進んでおり、その保全と対策が求められています。

自然公園については、その特性や状況を踏まえ、関係機関と連携し、その保全方法や活用のあり方について幅広く検討を進めるとともに、貴重種の生態や生息範囲の調査を行い、その生息・生育環境の確保に努める必要があります。

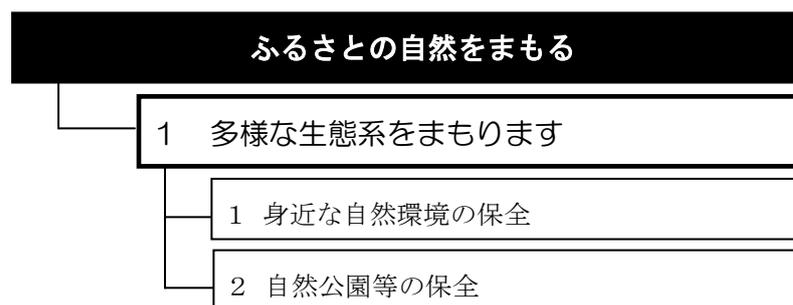
また、外来生物の駆除や有害鳥獣対策を進め、生物の生息空間として、重要な河川、湖沼、山林等多様な空間の環境保全に取り組む必要があります。

【基本理念4の目指す姿】

地域の自然環境や生態系の保全

- 地域に多種多様な生き物や生態系が存在する生物多様性の必要性が市民に理解されています。
- 里地里山や自然公園の環境が保全されています。

【取り組みの体系】



施策の方向性 1 多様な生態系をまもります

本市の現状と課題

本市の有する豊かな里地里山は、多様な動植物をはぐくむとともに、快適でうるおいのある生活環境の創出に寄与しています。しかし、近年、生活様式の変化による里地里山の荒廃が問題となっています。

また、アレチウリ、オオキンケイギク等、日本固有の生態系に悪影響を及ぼすことが懸念される特定外来生物等による攪乱等の問題が顕在化しています。

一方、自然公園である高ボッチ高原では、草地の森林化やヒメジョオン等外来植物の繁殖、動植物の採取による高原由来の自然環境の悪化が懸念されています。

自然環境は一度壊されると修復が非常に困難であることから、継続的な分布調査や、生態を理解して駆除する方法を検討するだけでなく、レッドデータブックの活用やパトロールの調査結果等をもとに、里地里山、自然公園の環境保全を推進する必要があります。

取り組みの方針

■里地里山等、身近な自然環境の保全

雑木林、農地、湧水等が一体となって多様な動植物が生息・生育する身近な自然環境を維持するために、適切な管理により里地里山の保全を図ります。

■外来生物対策

アレチウリ、オオキンケイギク等の特定外来生物をはじめ、市内で問題になっている外来生物の分布調査と駆除の実施を継続します。

■自然公園の保全

高ボッチ高原で増えているヒメジョオン等の外来生物の駆除をボランティア活動等により推進するとともに、自然環境調査結果やレッドデータブックを活用した動植物の保全対策を推進します。

具体的施策の展開

1 身近な自然環境の保全（総合計画との共通施策）

里地里山等、身近な自然環境の保全を行い、自然とのふれあいの推進を図るとともに、人と自然の共生に向けた取り組みを推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

ア 身近な自然環境の調査及び保全対策の実施

(ア) 自然環境の現況を調査し、実態を把握します。

イ 外来生物対策の推進

(イ) アレチウリ、オオキンケイギク等、特定外来生物の注意喚起や市民・事業者との協働による駆除を実施します。

(→関連：22 ページ 協働による環境保全)

ウ 里地里山環境の保全

(ウ) 里地里山の保全を促進します。

(→関連：35 ページ 森林の多面的機能の保全と整備)

(イ) 里山保全地域の整備を支援します。

(ウ) 人と野生鳥獣の棲み分けをし、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地区や団体等と連携し、*緩衝帯を設ける等、生息環境の整備を推進します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

(ア) 市・事業者が取り組む環境保全活動に積極的に参加、協力します。

(→関連：22 ページ 協働による環境保全)

(イ) 里地里山の自然環境を積極的に保全します。

イ 事業者期待される取り組み

(イ) 市・市民が取り組む環境保全活動に積極的に参加、協力します。

(→関連：22 ページ 協働による環境保全)

(イ) 自然環境に配慮した事業活動を推進します。

指標（1 身近な自然環境の保全）

項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
アレチウリ等駆除年間実施面積	2.7ha	2.7ha	2.85ha	3.0ha
里地里山保全地域指定数	6箇所	7箇所	8箇所	9箇所

2 自然公園等の保全（総合計画との共通施策）

自然公園の貴重な生態系を保護していくために、高ボッチ高原を中心に生物多様性の保全を推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

ア 自然公園内の自然環境の保全

- (ア) 高ボッチ高原等における自然環境の保全活動を推進します。
- (イ) 高ボッチ高原の環境保全のための利用等に関する方針（ガイドライン）を作成します。
- (ウ) 高ボッチ高原の保全対策を図ります。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

- (ア) 市が取り組む環境保全活動に積極的に参加、協力します。
（→関連：22 ページ 協働による環境保全）
- (イ) 高ボッチ高原の環境保全のための利用等に関する方針（ガイドライン）に沿った高ボッチ高原の利用に努めます。

イ 事業者の取り組み

- (ア) 市が取り組む環境保全活動に積極的に参加、協力します。
（→関連：22 ページ 協働による環境保全）

指標（2 自然公園等の保全）

項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
「みんなで守ろう高ボッチ高原の自然」の参加者数	100 人	140 人	170 人	200 人

5 第二次環境基本計画指標一覧

【指標設定の考え方】

- 第二次環境基本計画において特に推進すべき取り組みについては、指標を充実させ、より具体的な指標を設定しました。
- 環境基本計画後期計画の指標を見直し、より施策の進捗状況を計れるような指標に見直しました。
- 総合計画の指標に合わせ、「市民指標」を追加しました。「市民指標」は、総合計画において、市民アンケートにより、市民の主観を測る指標です。

【新】: 第二次環境基本計画で新たに設定した項目
 【変】: 環境基本計画後期計画の指標を変更した項目
 総合計画: 第五次塩尻市総合計画にも用いられている項目

共通理念 環境をまもる心をはぐくむ

施策の方向性	施策	項目		総合計画	実績値 (H25)	目標値 (H29)
環境意識をたかめ、環境をまもります	環境学習機会の充実	環境訪問出前講座実施数	【変】参加者数から実施数に変更		21回	24回
		環境トーク&パフォーマンスへの参加者数(発表者数と来場者数の計)			970人	1,000人
	協働による環境保全	クリーン塩尻パートナー制度への登録団体数	【変】名称変更		36団体	40団体
		エコ・ウォークの参加者数			1,641人	1,700人
		景観育成住民協定地区数			3地区	3地区
		緑化整備総面積			9.2ha	10.8ha

基本理念1 地球環境に配慮したまちをつくる

施策の方向性	施策	項目		総合計画	実績値 (H25)	目標値 (H29)
持続可能な環境エネルギー地域社会へ転換します	省資源・省エネルギーの促進	市全域から排出される二酸化炭素の排出量			810,965t (H23)	800,693t (H26)
		塩尻環境スタンダードへの認証・登録件数(累計)		○	40件	43件
	再生可能エネルギーの利用促進	固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備導入件数	【新】	○	1,964件 (H26.4)	2,500件
		再生可能エネルギーを自宅で活用していると回答した市民の割合	【新】市民指標	○	22.5% (H26)	24.8%
		薪・ペレットを自宅で活用している市民の割合	【新】市民指標	○	6.1% (H26)	増加

基本理念2 資源を有効に活用するまちをつくる

施策の方向性	施策	項目		総合計画	実績値(H25)	目標値(H29)
ごみの減量とリサイクルを促進します	ごみの減量の促進	家庭系もえるごみ量 (市民一人一日あたり)	【変】 名称変更	○	345g/人日	340g/人日
		事業系もえるごみ量	【新】	○	6,927t/年	6,420t/年
	再使用・再生利用の促進	ごみの資源化率	【変】 名称変更	○	26.0%	30%以上
		ごみの減量に向けた分別やりサイクルが盛んであると感じる市民の割合	【新】 市民指標	○	69.6% (H26)	75.0%
	ごみ適正処理のための施設整備	ごみの年間最終処分量			2,227t	1,313t
森林や農地の利活用を促進します	森林の多面的機能の保全と整備	市有林の整備面積			243ha	283ha
		民有林の整備面積(累計)		○	2,788ha	3,988ha
		山のお宝ステーション事業登録者数	【新】	○	43人 (H26)	70人
		子どもが木と触れ合い、遊んだり学んだりすることが盛んであると感じる市民の割合	【新】 市民指標	○	30.5% (H26)	35.0%
	農地の多面的機能の保全と整備	耕作放棄地等の面積	【変】 名称変更	○	38.6ha	38.0ha

基本理念3 安心して生活できる環境をまもる

施策の方向性	施策	項目		総合計画	実績値(H25)	目標値(H29)
良好な生活環境をまもります	生活公害の防止	河川におけるBODの環境基準の達成率			78.5%	92%
		ダイオキシン類濃度の計測値			0.008 pg/m ³ (H24)	0.03pg/m ³ (H28)
	生活環境の保全促進	不法投棄物総重量(タイヤ、バッテリー、消火器、自転車、家電等の重さで集計していないものを除く。)	【変】 処理件数から総重量に変更		24,834kg	24,000kg
	美しい景観の保全・形成	重要伝統的建造物群保存地区の延べ修理・修景実施数			36件	55件

基本理念4 ふるさとの自然をまもる

施策の方向性	施策	項目		総合計画	実績値(H25)	目標値(H29)
多様な生態系をまもります	身近な自然環境の保全	アレチウリ等駆除年間実施面積			2.7ha	2.7ha
		里地里山保全地域指定数			6箇所	7箇所
	自然公園等の保全	「みんなで守ろう高ボッチ高原の自然」の参加者数	【変】 名称変更		100人	140人